~ 給与勧告の仕組みと本年の勧告について ~

令和6年10月 長崎県人事委員会

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の仕組みと手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との比較
- 5 本年の給与改定について
- 6 給与制度のアップデートについて
- 7 最近の給与勧告の状況(行政職)
- 8 最近の給与水準(行政職)

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっている職員は、下表のとおりです。

項目		職員数(人)	人) 平均年齢(点)
給料表	令和5年 4月	令和6年 4月	増 減	令和5年 4月	令和6年 4月	増 減
行 政 職	4,215	4,199	△ 16	41.8	41.5	△ 0.3
公 安 職	3,031	3,014	△ 17	38.1	38.2	0.1
海事職	72	73	1	46.0	46.0	0
教育職(二)	3,127	3,088	△39	44.4	44.3	△ 0.1
教育職(三)	7,188	7,080	△108	44.2	43.7	△ 0.5
研究職	166	159	△7	43.8	43.3	△ 0.5
医療職(一)	21	21	0	49.4	49.3	△ 0.1
医療職(二)	208	193	△15	44.2	44.7	0.5
医療職(三)	124	124	0	42.6	42.7	0.1
計	18,152	17,951	△ 201	42.7	42.4	△ 0.3

[※] この表には再任用職員は含まない。

2 給与勧告の仕組みと手順 人事院の給与勧告と同じ仕組み ・公務員と民間の給与及びボーナスを調査した上で、精密に 比較し、勧告を実施 ・民間給与の調査(全国共通)は人事院との共同調査。比較

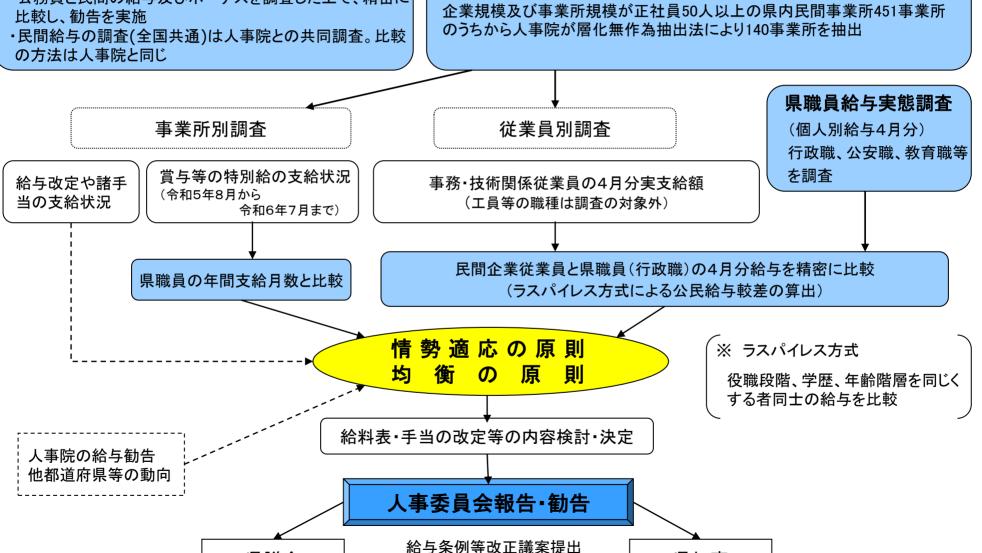
県議会

(改正給与条例の審議・決定)

民間給与の調査(実地) ※全国共通、人事院と共同調査

県知事

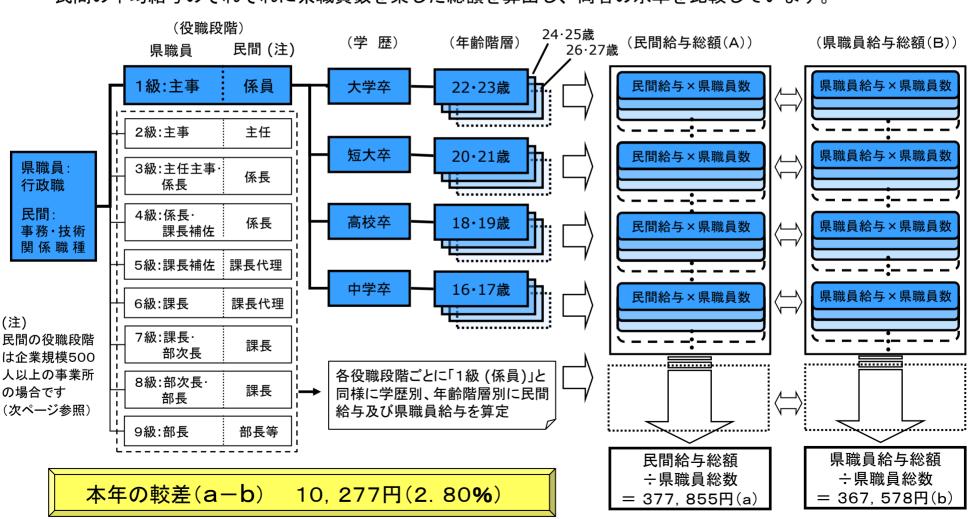
(勧告の取扱い決定)



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする 民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(参考)公民給与の比較における対応関係

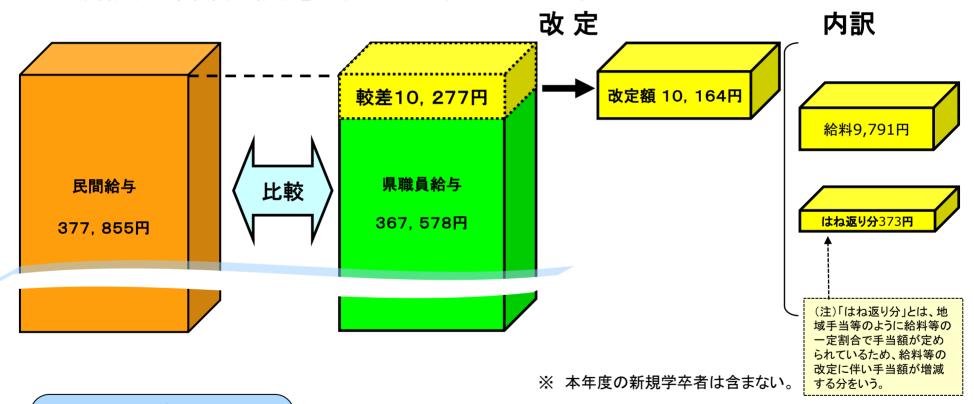
行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所	
9級	支店長、工場長、 部長、部次長			
8級	課長	支店長、工場長、		
7級	林 文	部長、部次長	支店長、工場長、	
6級	課長代理	課長	部長、部次長	
5級	林文化生	林 文	課長	
4級	係 長	課長代理	課長代理	
3級		係 長	係 長	
2級	主 任	主任	主 任	
1級	係員	係員	係員	

⁽注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、 係長に含めている。

4 民間給与との比較

月例給

民間給与が県職員の給与を10,277円上回っていました。



特 別 給(ボーナス)

民間の支給割合(4.60月)が県職員の支給月数(4.50月)を上回っていました。

5 本年の給与改定について(その1)

1. 給料表

行政職給料表は、人事院勧告の内容に準じ、以下のとおり初任給を引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に引上げ改定

その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ

〇初任給(行政職)

大学卒 196, 200円 → 220, 000円(+23, 800円)

短大卒 179, 100円 → 204, 400円(+25, 300円)

高校卒 166,600円 → 188,000円(+21,400円)

5 本年の給与改定について(その2)

2. 諸手当

期末・勤勉手当(ボーナス)

年間の支給月数を現行の4.50月分から、0.10月分引き上げて4.60月分に改定

		6月期	12月期		
令和6年度	期末手当	1. 225 月(支給済み)	1. 275 月(現行1. 225月)		
	勤勉手当	1. 025 月(支給済み)	1. 075 月(現行1. 025月)		
令和7年度	期末手当	1. 250 月	1. 250 月		
以降	勤勉手当	1. 050 月	1. 050 月		

5 本年の給与改定について(その3)

勧告どおりに改定された場合の1人当たりの改定状況(行政職)

給与月額

行政職(人員 4,199人、平均年齢41.5歳)

現 行	改定後	改定額	内 訳
357, 531円	367, 695円	10, 164円 (2. 84%)	給 料 9,791円 はね返り分 373円

※ 本年度の新規学卒者を含む。

(参考) 年間給与

現 行	改定後	改定額
5, 925千円	6, 133千円	208千円 (3. 51%)

実施時期

令和6年4月1日

6 給与制度のアップデート (その1)

人事院は、「人材の確保」「組織パフォーマンスの向上」「Well-being実現に向けた環境整備」といった人事管理上の重点課題に対し、給与面から取り組むために、給与制度のアップデートとして俸給表や諸手当等の見直しを実施。

本県においても、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、人事院の報告及び勧告を踏まえた見直しを行う必要。

主な改定すべき事項

- ① 給料表
 - 人事院勧告の内容に準じ、新たな給料表に切り替える必要
 - 初任給や若年層の給料月額の大幅引上げ(令和6年4月に先行実施)
 - ・行政職給料表8級以上を職務や職責をより重視した給料体系に見直し

② 地域手当

人事院勧告の内容に準じ、級地区分及び支給地域・支給割合を見直す必要 (長崎県内は支給対象外(長崎市3%→0%))

6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(その2)

③ 扶養手当

人事院勧告の内容に準じ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる必要(配偶者:6,500円→0円、子:10,000円→13,000円)

④ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

人事院勧告の内容に準じ、支給対象手当に住居手当等を新たに加えるよう見直す必要

実施時期

- ・令和7年4月1日から実施
- ・地域手当及び扶養手当については、人事院勧告の内容に準じ、段階的に実施

7 最近の給与勧告の状況(行政職)

本県の平成21年から本年までの給与勧告の状況は下表のとおりです。

	月例給		特別給(フ	特別給(ボーナス)		年間給与	
	改定額	改定率	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	率	
平成21年	△978円	△0. 25%	4. 15月	△0. 35月	△157千円	△2. 4%	
平成22年	△975円	△0. 25%	3. 95月	△0. 20月	△98千円	Δ1. 6%	
平成23年	△1, 745円	Δ0. 46%	3. 95月		△33千円	△0. 5%	
平成24年	_	_	3. 95月	_	_	_	
平成25年	_	_	3. 95月	_	_	_	
平成26年	863円	0. 23%	4. 10月	0. 15月	70千円	1. 2%	
平成27年	787円	0. 21%	4. 20月	0. 10月	49千円	0. 8%	
平成28年	520円	0. 14%	4. 30月	0. 10月	45千円	0. 8%	
平成29年	489円	0. 13%	4. 40月	0. 10月	45千円	0. 8%	
平成30年	620円	0. 17%	4. 45月	0. 05月	29千円	0. 5%	
令和元年	417円	0. 12%	4. 50月	0. 05月	25千円	0. 4%	
令和2年	_		4. 45月	△0. 05月	△19千円	△0. 32%	
令和3年	_		4. 30月	△0. 15月	△55千円	Δ0. 92%	
令和4年	861円	0. 24%	4. 40月	0. 10月	50千円	0. 85%	
令和5年	3, 515円	0. 99%	4. 50月	0. 10月	95千円	1. 62%	
令和6年	10, 164円	2. 84%	4. 60月	0. 10月	208千円	3. 51%	

8 最近の給与水準(行政職)

本県の平成21年から本年までの給与水準については下表のとおりです。

	平均年齢		年間給与額				
	- Y	改定前	改定後	改定額	改定率	【給料の月額 国=100】	参考值
平成21年	43. 1歳	6, 514千円	6, 357千円	△157千円	Δ2. 4%	101. 2	-
平成22年	43. 1歳	6, 293千円	6, 195千円	△98千円	Δ1. 6%	101. 0	-
平成23年	43. 1歳	6, 136千円	6, 103千円	△33千円	Δ0. 5%	100. 7	-
平成24年	43. 0歳	6, 031千円	6, 031千円	1	1	108. 0	99. 8
平成25年	42. 9歳	5, 975千円	5, 975千円	1	1	107. 3	99. 2
平成26年	43. 0歳	5, 960千円	6, 030千円	70千円	1. 2%	98. 9	_
平成27年	42. 8歳	5, 958千円	6, 007千円	49千円	0. 8%	98. 1	_
平成28年	42. 5歳	5, 935千円	5, 980千円	45千円	0. 8%	98. 5	_
平成29年	42. 4歳	5, 938千円	5, 983千円	45千円	0. 8%	98. 5	_
平成30年	42. 3歳	5, 956千円	5, 985千円	29千円	0. 5%	98. 2	_
令和元年	42. 2歳	5, 975千円	6,000千円	25千円	0. 4%	98. 2	_
令和2年	42. 4歳	6, 003千円	5, 984千円	△19千円	Δ0. 32%	98. 2	-
令和3年	42. 2歳	5, 953千円	5, 898千円	△55千円	Δ0. 92%	98. 2	_
令和4年	42. 1歳	5, 871千円	5, 921千円	50千円	0. 85%	98. 2	_
平成5年	41. 8歳	5, 862千円	5. 957千円	95千円	1. 62%	98. 2	_
令和6年	41. 5歳	5, 925千円	6, 133千円	208千円	3. 51%	_	

^{※「}参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。